

自動車リサイクル法 フロン類回収業者登録申請の手引き

1 申請に必要な書類

- ① 申請書
「フロン類回収業者登録の更新 申請書」を記入例に従い作成し、次の書類を添付し提出してください。
- ② 誓約書
申請者が自動車リサイクル法第56条第1項各号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式）
申請書の申請者と同一名で記入ください。
- ③ 住民票の写し又は登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
○ 申請者が個人である場合：住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
○ 申請者が法人である場合：法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
○ 申請者が未成年者である場合：法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合には登記事項証明書）
- ④ 申請者がフロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類
○ 自ら所有している場合：購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
○ 自ら所有権を有しない場合：借用証明書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。
- ⑤ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
取扱説明書、仕様書、カタログ等の中で性能が記載されている部分の写し
- ⑥ 申請手数料
次の金額の納付済証を申請書へ添付してください。
（※添付についてはステープラー・セロハンテープ等、任意の方法によるものとする）

[フロン類回収業者登録申請に係る手数料]

新規登録申請	3,000円
更新登録	3,000円

※引取業者登録（更新）申請手数料及びフロン類回収業者登録（更新）申請手数料については、令和9年4月1日に手数料額の改定が予定されています。（3,000 → 3,300）

※証紙の販売は令和7年12月末日を持って終了いたします。既に購入された証紙については令和8年3月末日まで使用可能です。

※令和8年1月からの手数料の納付方法はキャッシュレス専用レジ（POSレジ）等を用い、次のとおりとなります。

○手数料納付の流れ

1. POSレジの場合

- ・連絡票をレジ設置窓口へ提示し、手数料を納付してください。
- ・手数料を納付すると、納付済証とレシートが発行されます。
- ・その納付済証とこの連絡票を、申請書類とともに、申請先へご提出ください。

2. やまなしくらしねっとの場合（郵送申請）

- ・ やまなしくらしねっとにより手数料を納付（クレジットカード、電子マネー等）してください。
- ・ 以下の流れで納付申請を受け付けします。



※出納局会計課 HP 掲載事項（注意事項）

- ・ 「納付済証は感熱紙です。紫外線（直射日光）や薬品（アルコール等）、高温多湿な環境、時間経過等が原因で印字が薄れてしまう場合がございます。
- ・ <納付済証>の部分及び手数料名、納付額の印字が読み取れない納付済証は使用することができません。
- ・ 納付済証は再発行できません。
- ・ 保管の際は十分にご注意ください。
- ・ 誤ってレシートを添付しないようにご注意ください。

※ その他

- ・ 自動車リサイクル法に係る複数の申請を同時に行う場合、「住民票の写し又は登記事項証明書」は、片方の申請書に原本を添付し、もう片方の申請書にその写しを添付することとしても構いません。

2 申請受付窓口

- ① 事業所の所在地を管轄する林務環境事務所環境課へ提出してください。（県内に複数の事業所を有する場合は、主たる事業所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。）
- ② 申請書類は、直接受付窓口を持参又は郵送により提出ください。

3 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

フロン類の回収を行う場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子Manifestoによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため県への登録後、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

事業者登録は、「事業者情報登録センター」（050-3786-8822）へ行うことになります。

4 登録の更新

フロン類回収業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失います。

登録の有効期限の概ね2ヶ月前から更新申請を受け付けますので、上記手続きに従って申請をしてください。

5 変更の届出

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に「フロン類回収業変更届出書」を申請受付窓口へ提出してください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地

- ③ 法人である場合においては、その役員の氏名
- ④ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合には、その名称及び住所並びに代表者及び役員の氏名）
- ⑤ 回収しようとするフロン類の種類
- ⑥ フロン類回収設備の種類及び能力
- ⑦ フロン類回収設備の数

6 廃業等の届出

フロン類回収業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、各号に定める者は、その日から30日以内に「フロン類回収業廃業等届出書」を申請受付窓口に提出してください。

- ① 死亡した場合 …………… その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 …………… その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が解散により破産した場合 …………… その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産以外の理由により …… その清算人
解散した場合
- ⑤ その登録に係るフロン類回収業を廃止 …… フロン類回収業者であった個人又は
した場合 …… フロン類回収業者であった法人を代表する役員

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4 階 TEL : 0551-23-3090	甲府市 (※)、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 TEL : 0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所	〒402-0054 市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階 TEL : 055-240-4141	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、 南部町
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原三丁目 3-3 南都留合同庁舎 2 階 TEL : 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴 沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※ 甲府市が中核市に移行するにあたり、平成 31 年 4 月 1 日から甲府市内の事業場に関する事務（登録申請、許可申請、変更届出等）は、甲府市が所管することになります。

〈平成 31 年 4 月 1 日以降の甲府市内の事業場に関するお問い合わせ先〉

甲府市環境部廃棄物対策室減量課 電話 055-241-4327

様式第三（第五十条関係）

登 録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称		
所 在 地	(郵便番号)	電話番号

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	2 0 0 g/min未満	2 0 0 g/min以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする

(フロン類回収業用)

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事 殿

登録申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 この法律、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 五 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

【記入例】

様式第三（第五十条関係）

登録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

該当しない方を消す
(又は該当する方に○を付ける)

※登録番号	
※登録年月日	

平成〇〇年〇月〇日
申請する日を記入

山梨県知事 殿

個人の場合：住民票記載の住所
法人の場合：登記簿記載の本店所在地

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
氏 名 〇〇株式会社

該当しない方を消す
(又は該当する方に○を付ける)

代表取締役 山梨太郎 (印)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
(やまなし たろう) 山梨 太郎	代表取締役
(やまなし じろう) 山梨 次郎	取締役
(こうふ はなこ) 甲府 花子	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称	〇〇株式会社 〇〇営業所 営業を行う事業所の名称及び所在地を記載	
所 在 地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 △△市××〇〇番地	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

回収しようとするフロン類の種類 回収しようとするフロンに○をする。

C F C	○
H F C	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数 該当する欄に台数を記入する。

設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	1 台	台

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。